

公文書の写しの作成に要する費用

公文書の種類	区分	費用		
文書又は図画	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円 (日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)まで)	
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円		
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円		
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円(A3まで)	
			カラー80円(A3) カラー50円(A3未満)	
	録音カセットテープ(120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき210円		
	ビデオカセットテープ(VHS方式の120分テープに限る。)に複写したもの	1巻につき350円		
	フロッピーディスク(3.5インチ2HDに限る。)に複写したもの	1枚につき30円		
	CD-R(700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円		
	DVD-R(4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円		

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 複写機による作成については、原則として、A3までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、実施機関が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。